

1年間 保管

平成30年度

浜松開誠館中学校・高等学校

いじめ防止対策基本方針



目 次

1章 基本的な考え方

1. いじめの定義
2. いじめの構造
3. いじめの様態

2章 いじめ防止対策委員会 組織

3章 年間計画

4章 いじめの未然防止

1. いじめを許さない学校・学級づくり
2. いじめを未然に防ぐための具体的手だて

5章 いじめの早期発見

1. 発見の手だて

6章 いじめに対する措置

1. 発見から指導、組織的対応の展開
2. 保護者との連携
3. ネット上のいじめへの対応
4. 報告体制のシステム化

7章 重大事態への対処

1. 重大事態とは
2. 対処の流れ

8章 学校運営の改善

1章 基本的な考え方

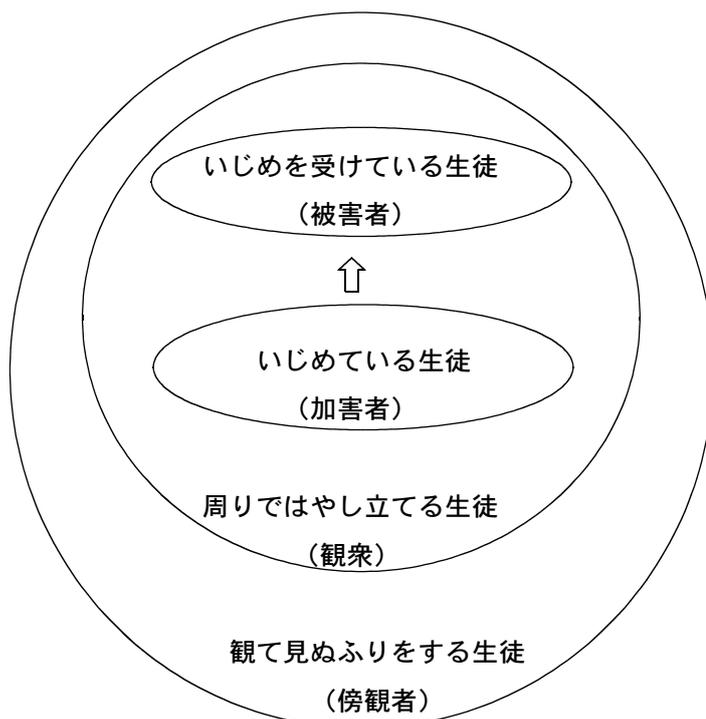
【はじめに】

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている生徒を必ず守り通す」という信念を持ち、教職員が全員で取り組んでいくことが重要だと考える。そのために、以下の1～3の基本認識を共有することが必要である。

1. いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. いじめの構造



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、「いじめられている生徒」と「いじめている生徒」の関係は立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

3. いじめの様態

本校では、教育理念として「学校は楽しく学ぶ場である」との考えを基盤に、夢力、人間力、知力をバランスよく育てていくことに重点を置いている。特に、人間力形成のための教育として「徳育」を中心にさまざまなプログラムを実施し、品格のある生徒像を理想として教育活動を行っている。

このような中で、いじめ防止に対して真摯に取り組み、全職員・保護者・関係者が一体となっていじめの解消をめざして行動していくことは、「互いに尊重し合い礼を尽くして人と接することができる生徒」、「少しのことにくじけず強い心を持って立ち向かっていく生徒」の育成に他ならず、まさに本校の目指す教育と大きく重なるところである。

2章 いじめ防止対策委員会 組織

学校関係	・校長 ・教頭 ・教務課長 ・人格品格指導課長 ・学年主任 ・学級担任 ・学年教員 ・学年人格品格指導課教員 ・部活動顧問 ・養護教諭・教育相談担当 ・特別支援コーディネーター
外部専門家	・スクールカウンセラー ・校医
保護者・地域	・PTA 会長、副会長 ・学校関係者評価委員 ・カフェテリア開誠館

※基本的に上記を委員とするが、いじめの事案に応じて柔軟に編成するものとする。

3章 年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間、学年間の情報交換 申し送り事項の引継ぎ ・「H30 いじめ防止対策基本方針」に対する共通理解（教頭より全体に周知） ・いじめ撲滅宣言（教師の決意表明・・・HRにて）（教頭） いじめ撲滅宣言（生徒の決意表明[生徒会活動]・・・生徒集会にて） ・クラス開き（構成的グループエンカウンター の活用 特に中1、高1）（担任） ・年度初めの面談（担任） ・クラスのルールや目標作り（担任） ・行事を通した人間関係作り（学年活動、合宿）（学年主任、担任）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会（いじめに関する学校の取り組みを知らせる）（教頭） ・学級別懇談会（担任）・hyper-QU 検査（中1 高1.2）（保健教育相談、担任）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについてのアンケート」の実施と分析（保健教育相談）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識啓発活動（中2 人権作文） ・職員研修（hyper-QU 説明）、職員研修（教育相談的取組みの事例紹介） （教頭、保健教育相談）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談に関する研修講座への参加（教頭→教員）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの面談（担任） ・「いじめについてのアンケート」追跡調査（保健教育相談）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通した人間関係作り（体育大会）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通した人間関係作り（合唱コンクール）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通した人間関係作り（研修旅行） ・学校評価
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明けの面談（担任） ・「いじめについてのアンケート」の実施と分析（保健教育相談）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返り ・本年度のいじめに関する追跡調査（保健教育相談）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の整理、進級する学年への引継ぎ情報の作成（学年、保健教育相談）

4章 いじめの未然防止

1. いじめを許さない学校・学級づくり

「発生してから対応する」のではなく、「問題が発生しにくい学校・学級風土をつくる」とい考え方へ転換し、学校全体で常日頃よりいじめを許さない雰囲気作りに力を尽くすことが大事である。そのために、教師の人権意識の向上や、教育活動の充実、教育相談体制の充実をしていく。

2. いじめを未然に防ぐための具体的な手だてとして、以下のことを行う。

- (1) 学級経営の充実
- (2) 授業中における生徒指導の充実
- (3) 道徳、Kコンパス
- (4) 生徒会活動
- (5) 情報モラル教育

5章 いじめの早期発見

【発見の手だて】

- (1) 教師と生徒の日常の交流を通じた発見
- (2) 複数の教員の目による発見
- (3) クラス内の人間関係を客観的に把握
- (4) アンケート調査
- (5) いじめを訴えることの意義と手段の周知
- (6) 職員研修
- (7) ネットパトロールの実施

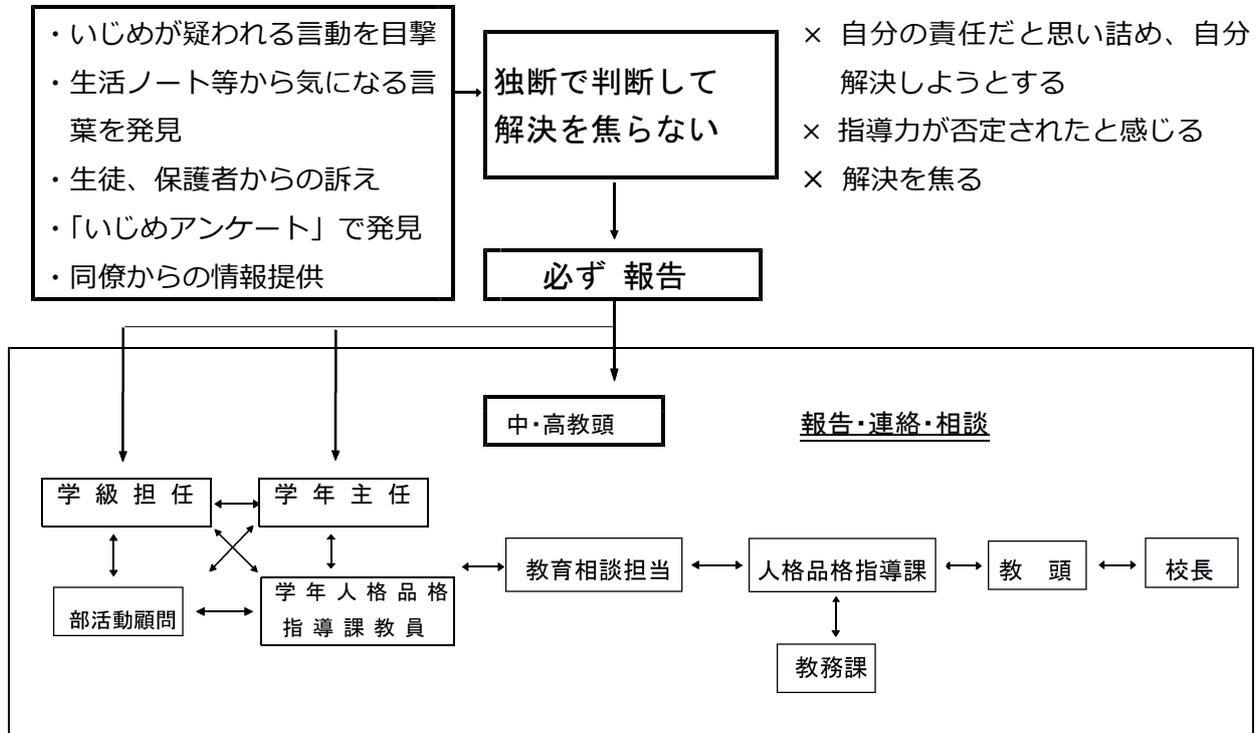
人格品格指導課の教員がSNSに対して、定期的に確認する。

6章 いじめに対する措置

大切なことは 情報を得た教職員が1人で抱え込むことなく、情報を共有すること

1. 発見から指導、組織的対応の展開

(1) いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



(2) 対応チームの編成

(3) 指導方針の決定・役割分担

(4) 事実の究明と支援・指導

(5) 被害者(いじめられた生徒)への対応

(6) 加害者(いじめた生徒)への指導

(7) 周囲の生徒(観衆、傍観者)への指導

2. 保護者との連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

3. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

4. 報告体制のシステム化

【7章 重大事態への対処

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ防止対策委員会」を通じて直ちに都道府県知事(私学振興課)に報告する。

(1) 重大事態の調査組織の設置

(2) 調査

(3) 報告

8章 学校運営の改善

- ・いじめ報告書のまとめ・・・2月の職員会議で報告
- ・学校評価アンケート・・・12月末に実施、2月の職員会議で報告

評価の際には、いじめの有無や多寡ではなく、日頃の生徒理解や未然防止、早期発見を評価する。また、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みを評価するよう留意する

これらをもとに、総括的な反省を3学期に行い、具体的な行動計画として下記に反映させる。

1. 年間計画の見直し
2. いじめアンケートの見直し
3. 基本方針の見直し
4. 学校ホームページの改訂